

一橋大学社会科学古典資料センター規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 160 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 11 月 4 日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学社会科学古典資料センター(以下「センター」という。)における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、一橋大学附属図書館所蔵の社会科学古典資料を集中的に管理運営するとともに社会科学古典資料を収集して、これを研究者の利用に供することにより、社会科学研究の向上に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 社会科学古典資料の整理、保管に関すること。
- 二 社会科学古典資料の情報の提供に関すること。
- 三 社会科学古典資料の調査、収集に関すること。
- 四 その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 教授又は准教授
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(人事委員会)

第6条 センターの専任教員の人事に関する事項は、一橋大学学内共同教育研究施設人事委員会において行う。

(専門委員会)

第7条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センターに社会科学古典資料センター専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会について、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、当分の間、学術・図書部学術情報課が行う。

(雑則)

第9条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月4日から施行する。